

## CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2008 新春号

2008年1月発行 第49号



## 新年のご挨拶と山田威一郎弁護士・弁理士を迎えて

新しい年を迎え、皆様益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

司法の世界においては、昨年度は金融商品取引法、信託法等金融関係の新しい法律が施行されましたが、本年度も保険法が通常国会に上程される見込みであり、懸案の裁判員制度も来年度からの実施に向けてその準備たけなわとなっています。

さて、当事務所に、昨年度末司法研修所を修了し、大阪弁護士会に登録しました山田威一郎弁護士を迎えました。山田弁護士は三枝国際特許事務所7年の経験をもつ弁理士でありましたが、法曹資格を取得し知的財産権の分野で更に幅広い活動をすべく、京都大学法科大学院に入学し、見事新司法試験に合格した俊英です。

今般、三枝国際特許事務所のご了解を得て、当事務所において弁護士としても第一歩を踏み出すことになったものでありますが、これからは三枝国際特許事務所と密接に連携をして、知的財産権分野においてもワンストップサービスを行っていく所存であります。三枝国際特許事務所は、わが国でも有数の特許事務所の一つであります。当事務所の知財部も加藤幸江弁護士、中務尚子弁護士をはじめこの分野でも有能な弁護士を擁していますが、これを機に更なる充実ができるものと確信しています。私ども同様何卒ご交誼のほどよろしくお願い申し上げます。

新年を迎え、本年も皆様のご期待、ご信頼に応えるような年輪を刻むため、気持ちを新たに業務に精励してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 大阪事務所

弁護士 中務 嗣治郎

弁護士 岩城 本臣

弁護士 森 真二

弁護士 加藤 幸江

弁護士 村野 譲二

弁護士 中光 弘

弁護士 中務 正裕  
(ニューヨーク州弁理士)弁護士 中務 尚子  
(ニューヨーク州弁理士)

弁護士 村上 創

弁護士 小林 章博

弁護士 錦野 裕宗

弁護士 鈴木 秋夫

弁護士 近藤 恭子

弁護士 國吉 雅男

弁護士 瀧川 佳昌

弁護士 衛藤 祐樹

弁護士 中野 清登

弁護士 福栄 泰三

弁護士 吉田 伸哉

弁護士 加來 武宜

弁護士 田口 健司

弁護士 平山 浩一郎

弁護士 古川 純平

弁護士 松本 久美子

弁護士 山田 威一郎

客員弁護士 川口 富男

客員弁護士 岡村 旦

## 東京事務所

弁護士 安保 智勇  
(ニューヨーク州、ミシガン州弁理士)

弁護士 中光 弘 (大阪兼務)

弁護士 中務 正裕 (大阪兼務)

弁護士 錦野 裕宗 (大阪兼務)

弁護士 小林 幹雄

弁護士 藤井 康弘

弁護士 金澤 浩志

外国法研究員 顧 暁  
(中国律師)

## 新入所弁護士ご挨拶



弁護士  
弁理士 山田 威一郎  
(やまだ・いいちろう)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
1999年11月  
弁理士登録  
2000年3月  
三枝国際特許事務所入所  
2007年12月  
最高裁判所司法研修所修了〈新60期〉  
大阪弁理士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈著書・論文〉  
「判例著作権法」共著(東京布井出版)  
「商標の付された部品が完成品の中に組み込まれている場合の商標権侵害の成否」(知財管理Vol.50 2000年11月号)  
「商標法における公序良俗概念の拡大」(知財管理Vol.51 2001年12月号)  
「不正競争防止法における技術的形態除外説と米国商標法における機能性の法理との比較考察」(パテント2003年5月号)  
「ライセンス契約における製造地域制限条項違反と並行輸入の許否」(企業と発明 2003年7月号)  
「米国における特許権侵害を日本の裁判所で判断した事例」(企業と発明 2004年10月号)  
「同一ブランドに係る内外の営業主体が異なる場合に並行輸入の抗弁が成立するか」(知財管理2005年9月号)  
「インターネットを利用したテレビ番組録画サービスが放送者の著作権隣接権を侵害するか」(企業と発明 2006年7月号)

〈講演実績〉  
「商標の具体的な登録要件」(ブランドインターナショナル)  
「商標の登録要件—商標法3条(識別力)を中心に」(ブランドインターナショナル)  
「工業所有権法とその周辺法の活用方法について」(発明協会大阪支部)  
「特許法の活用方法」(大阪工業大学ハイオベンチャーセンター)  
「意匠法改正の動向」(日本弁理士会新人研修)  
"Well-known Marks in Asia-Pacific Rim Countries"(INTA ANNUAL MEETING)  
など多数

## 「日本一の弁護士になってこい」

弁護士・弁理士 山田 威一郎

「日本一の弁護士になってこい」

5年前、弁理士として勤務していた事務所の所長に、ロースクールに行きたいと話した際に、かけられた言葉です。

大学卒業後、弁理士として、国内外における商標・意匠の出願手続、審判事件、侵害訴訟、侵害警告事件、契約書作成、鑑定書作成、ドメイン名紛争などを担当してきましたが、その中で、クライアントの皆様のためにもっと踏み込んだ仕事がしたいと思ったのが、弁護士を目指したきっかけでした。

あれから5年がたち、ようやくロースクール、司法修習を修了し、弁護士としてスタートを切れたことを大変うれしく思っています。

知的財産法の分野においては、ここ数年、法改正や重要な判例が相次ぎ、知財高裁も誕生するなど大きな変化をとげています。また、中国における模造品問題がクローズアップされるなど企業にとっての知的財産権の重要性は益々高まってきており、知的財産権を利用した資金調達スキーム(知的財産権担保融資、知的財産の証券化など)が開発されるなど知的財産の利用方法も多様化してきています。

私は、弁護士としてはスタートを切ったばかりですが、弁理士としての7年間の実務経験を活かし、クライアントの皆様のために最高のサ

ービスを提供していきたいと思っています。知的財産権侵害訴訟に強いことはもちろんですが、それだけにとどまらず、権利取得や海外での模造品対策、ライセンス交渉など、企業の知的財産戦略を全面的にバックアップしていけるような新しいスタイルの知財弁護士になることが目標です。

弁理士時代、中央総合法律事務所と一緒に侵害事件の対応をさせていただいたことが何回かありましたが、同事務所の事件に対する真摯な対応、心配り、法的知識にはいつも感心させられていました。今後、中央総合法律事務所の一員として、知財部門を益々強化していけたらと思います。

また、知財以外の事件についても、選り好みせずに扱わせていただきたいと思っています。債権回収、離婚、相続、企業法務などなど弁護士の仕事の幅は弁理士の仕事と比較して圧倒的に広範囲にわたるもので、勉強すべきことが山積みですが、目の前の仕事を一つ一つ精一杯こなし、早く皆様に認めていただけるような弁護士になれるよう頑張っていきたいと思っています。

まだまだ至らぬ点もあるかとは思いますが、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。





# 企業のコンプライアンスとリスク管理

弁護士 森 真二  
弁護士 加藤 幸江



弁護士  
森 真二  
(もり・しんじ)

〈出身大学〉  
早稲田大学法学部

〈経歴〉  
1974年4月最高裁判所司法研修所修了(26期)  
裁判官任官(大阪地方裁判所、京都地方裁判所判事等歴任)  
1989年  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
会社法務、商事法務、民事法務、金融法務、家事相続法務、税務法務



弁護士  
加藤 幸江  
(かとう・さちえ)

〈出身大学〉  
早稲田大学法学部

〈経歴〉  
1971年4月最高裁判所司法研修所修了(23期)  
検事任官(東京地方検察庁、福島地方検察庁)  
1974年  
大阪弁護士会登録  
1983年  
中央総合法律事務所入所  
工業所有権法学会会員  
日本弁理士会の特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修講師(平成15年~19年)(商標担当)

〈取扱業務〉  
知的所有権、民事法務、家事相続法務、独禁法

## 1 企業におけるコンプライアンスの重要性

年末恒例の日本漢字能力検定協会が公募して選ぶ『今年の漢字』、昨年度一位は「偽」でした。二位以下の「食」「嘘」「疑」を大きく引き離していたそうです。清水寺貫主は『今年の漢字』を揮毫して、「こういう字が選ばれることは誠に恥ずかしく、悲憤に耐えない。己の利ばかりを望むのではなく、分を知り、自分の心を律する気持ちを取り戻して欲しい」と語りました。ちなみに、毎年12月12日に発表されますが、これは「漢字の日12月12日(いい字一字)」ということです。

耐震偽装問題、食肉、野菜の産地・原材料の偽装、老舗メーカーにまで及んだ賞味期限・消費期限切れ製品の販売や製造日の改ざん、偽装請負、政治活動費の問題、ゴルフ接待疑惑等々、まさに「偽」の文字がマスコミにおどりました。問題発覚の端緒となったのは内部告発によるものが多く、不正発覚後の対応のまずさから企業が廃業せざるを得ない事態にも至ります。不正な行為をしないことが最も重要であることはもちろんですが、社員の声トップに伝わるような風通しの良さ、問題が判明したときの対応の仕方など、日頃から心がけておくべきこともたくさんあります。コンプライアンスとリスク管理は、問題が生じない平時にこそしっかり見つけてほしい課題です。

これらの不正行為に対しては、日本農林規格法(JAS法)、不正競争防止法、食品衛生法、景品表示法、刑法など多くの法律により、不正行為の是正指示、是正命令、営業停止、課徴金、排除命令、刑事罰等厳しい対応がとられますし、また不適正な会計処理は金融商品取引法違反(有価証券報告書虚偽記載)として同法により厳しい対応がとられます。

## 2 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

偽装表示については、業界によって監督官庁が異なり、また適用される法律も異なりますが、表示に関してすべての業種に適用される法律として景品表示法がありますので、この法律についてご説明します。

(1) 景品表示法は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、独占禁止法の特例として定められた法律であり、4条1項で下記の表示を不当表示として禁止しています。

①品質、規格その他の内容について、実際のもの等より著しく優良であると示す表示(1号・優良誤認表示)

②価格その他の取引条件について、実際のもの等より著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(2号・有利誤認表示)

③上記のほか公取委が指定した表示(3号・現在の表示など6つ指定されています。)

(2) 景品表示法は前述したとおり独占禁止法の特別法なので、公正取引委員会の管轄下にあります。公正取引委員会が不当な表示として排除命令を出すためには、当該表示が4条1項の1号から3号までのいずれかに該当することを原則として公正取引委員会が証明する必要があります。しかしそうすると、証明が不十分の場合は適切な手段をとることができず消費者の保護に困難をきたすことから、平成15年に4条2項が新設されて、証明責任が企業側に移りました。公正取引委員会は、期間を定めて事業者に表示の裏づけとなる合理的な根拠の提出を求め、企業からこの提出が無いと不当表示として規制できることになったのです。不実証広告規制と呼ばれています。企業は、商品の効能をうたうときは、その「合理的な根拠」を提出できるように留意する必要があります。

景品表示法に違反すると、公正取引委員会から排除命令が下されます。

また、景品表示法にいう不当表示には該当しない場合であっても、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法のぎまんの顧客誘引(8項)や不当な利益による顧客誘引(9項)に該当すると、排除措置命令が下されます。

## 3 企業のコンプライアンスとリスク管理

(1) コンプライアンス(Compliance)は、通常「法令遵守」と訳されています。法令を守るとなっていますが、法律・政令・規則・条例などを遵守することのみを意味するのではなく、社内における規則や業界における自主規制等広い範囲の規律遵守を含みます。

コンプライアンスに違反すると、会社は刑事責任(罰金)、民事責任(損害賠償等)、行政処分(営業停止や排除命令等)、社会的制裁(信用失墜、市場からの排除)を受け、さらには経営者個人や違法行為をした従業員個人も制裁を受けます。

(2) このようにコンプライアンスに違反すると厳しい制裁が課せられるのであり、企業は違反行為がなされないよう従業員に徹底させる必要があります。経営トップがコンプライアンスの重要性を自覚し、その環境を整える

ことが求められます。どのような体制を整えればよいかは企業の業務内容、規模等により異なりますが、基本的に以下のことが考えられます。

- ① 経営トップ自らがコンプライアンスを尊重する姿勢を明確に表明して、会社が一丸となってコンプライアンス体制を構築すること
- ② コンプライアンス・マニュアルの作成  
立派なマニュアルを作成しても実行が困難であれば意味を成しません。自社が実行できる範囲で必要十分な対策をマニュアル化しましょう。
- ③ 相談窓口や内部通報システムの設置  
相談窓口や通報を受ける部署を社内に置くか、外部に置くか。窓口担当者として誰を選任するか。相談者、通報者に関する情報が会社に漏れてしまうと懸念されると、このシステムはうまく動きません。

(3) 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、早急に、下記のような適切な対応が必要です。対処法を誤ると事態は益々悪化の傾向をたどります。

- ① 違反行為の内容、経緯等正確な事実の把握
- ② 当該事実から予想される事態とそれに対する方針の決定
- ③ 情報の一元的集約と管理体制の構築
- ④ 原因の究明と再発防止策

#### 4 まとめ

企業にとってコンプライアンスが重要であることは言うまでもありません。しかしながら経営者の知らない間に問題行為がなされていることもありえます。日頃のリスク管理をいかに行うか、不正が発覚したときにいかなる対応が取れるかは企業の誠意の見せ所です。現代にあってはマスコミへの対応も重要な対策のひとつです。マスコミの対応窓口を一本化して、真実を説明すること、嘘は必ず露見するのであり、取り返しのでない打撃を企業に与えます。リスク管理をきちんと行うことが企業のさらなる発展に結びつくものです。



弁護士  
**安保 智勇**  
(あほ・ちゆう)

〈出身大学〉  
中央大学法学部

〈経歴〉  
1986年4月最高裁判所司法研修所修了〈38期〉  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈1990年〉  
ニューヨーク州弁護士登録  
ミシガン州弁護士登録、  
米国デッキンソン・ライト  
法律事務所勤務

〈1992年〉  
中央総合法律事務所復帰

〈取扱業務〉  
国際取引、金融法務、貿易  
法務、会社法務、商事法務、  
民事法務、知的所有権、  
独占禁止法務、税務法務

## Legalinkの加盟について

### 弁護士 安保 智 勇

当事務所は、昨年10月、世界40カ国以上の法律事務所から構成されるネットワークであるLegalinkに加盟いたしました。このネットワークには、現時点でアルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イタリア、クエート、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム及び日本の国々の法律事務所が含まれます。メンバーとなっている法律事務所は、それぞれの国で定評のある法律事務所であり、日本からは当事務所だけが正式な法律事務所メンバーとして加盟しております。Legalinkは、メンバー相互間の情報交換や相互協力を通じて、クライアントに対するリーガルサービスの向上を目指しております。

これまで、当事務所は、国際企業取引や紛争解

決の分野で様々な国の法律事務所と交流、協働作業を行ってきましたが、今回のLegalinkの加盟により、当事務所の国際的な法律問題への対応能力がよりいっそう強化されるものと思います。

Legalink及び加盟する法律事務所の詳しい情報については、<http://www.legalink.ch>をご覧ください。





# 「金融商品取引法セミナー(平成19年11月27日開催)について」

弁護士 錦野 裕宗



弁護士

錦野 裕宗  
(にしきの・ひろのり)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1999年  
最高裁判所司法研修所修了  
(51期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

2005年4月  
金融庁 監督局保険課 出向

2007年6月  
中央総合法律事務所復帰

〈取扱業務〉  
金融法務、民事法務、  
商事法務、会社法務、  
倒産法務、家事相続法務等

1. 当事務所は、クライアントの皆様を含めた多数の方に、アップデートな法律情報をご提供させていただくために新しい法律の解説等をテーマとしたセミナーを毎年開催させていただいております。  
本年度につきましては、本年9月30日に全面的に施行された金融商品取引法を取り上げた「金融商品取引法セミナー」を平成19年11月27日に、「ホテル ヒルトン大阪 金の間」において開催いたしました。  
ここでは、その内容をご報告させていただきます。

2. 金融商品取引法が本年9月30日より施行されましたが、金融機関等におかれては同法施行に向けて社内システムの構築をすすめられたものと思料します。これからは次のステップとして、構築された社内システムを営業第一線がどのように運用し、モニタリング部門が如何に事後検証・改善を行うか等が重要な問題となります。本セミナーでは、まさにそのような運用場面における実務的な指針をご提供させていただくための実践的な解説をさせていただきます。

本セミナーは、国家検定金融窓口サービス技能検定<sup>1</sup>委員にも任命され金融商品取引法の実務的な運用に関し造詣が深い当事務所の3名の弁護士(中務正裕弁護士、小林章博弁護士、錦野裕宗弁護士)がそれぞれの以下のテーマにつきご報告をさせていただきます。

## ①金融商品取引法を踏まえた、販売・勧誘のポイント

(講演者:中務正裕弁護士)

このテーマは、講演会のスタートとして、今一度、金融商品取引法全般の知識をご確認頂くことは有益と考え、設定させていただきます。

金融商品取引法には、プロアマ規制、契約締結前書面・契約締結時書面の交付義務、断定的判断の提供の禁止等の各種禁止行為等、金融商品取引業者等に対する様々な行為規制が存在します。このような、各種行為規制につきまして、金融庁から公表されている政・府令やパブリックコメントへの回答等を踏まえつつ、網羅的な解説を行わせて頂きました。

1時間という短い時間で全般を見渡すことは、なかなか難しいものですが、参加者の方から、金商法全般を見渡すのに役立ったとのご評価を頂くことができました。

## ②適合性原則に則った販売・勧誘のポイント (講演者:錦野裕宗弁護士)

このテーマは、内容が一義的ではなく、イメージがつかみづらいと言われる適合性原則について、その背景にある考え方等をご理解いただければとの考えから、設定させていただきました。

適合性原則についての基本的知識(狭義の適合性原則、広義の適合性原則、諸外国のルール)等のご説明をさせていただいた後、金融検査マニュアルに顧客保護等管理体制が設けられた趣旨等も踏まえ、私見も交えた講演を行いました。

参加者の方から、適合性原則の考え方がよく分かった等の有り難いお言葉を頂くことができました。

## ③金融機関の販売現場における具体的なトラブル事例とその予防方法・対処方法 (講演者:小林章博弁護士)

金融機関において、如何にトラブルを予防するか、トラブルとなった場合に如何に対処するかは利用者保護の観点から、最も重要な課題といえます。

このテーマにおいては、金融商品の販売勧誘の各局面ごとに、金商法上の各行為規制を見渡した上で、各金融商品ごとに販売勧誘において留意すべきチェックポイントにつき解説が行われました。

参加者の方から、講演内容が実際の販売勧誘に即し具体的で分かりやすかったため、実務にも参考となった等の評価を頂きました。

3. このように、ご参加頂きました皆様方のおかげで「金融商品取引法セミナー」を無事終了することが出来ました。この講演会の中で、ご参加いただいた皆様方の日常業務に、一つでもお役に立てることがございましたらば、本講演会を開催した当事務所と致しましては望外の喜びでございます。

当事務所と致しましては、今後とも、タイムリーな話題をピックアップしこのような講演会を定期的に開催していく予定でございますので、その折には、ご参加の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

最後となりましたが、月末という本当にお忙しい時期での開催となってしまったにも関わらずご参加頂きました皆様方、ご遠方にも関わらずご参加頂きました皆様方に心より感謝の意を表し、本報告の結びと致したいと存じます。

金融機関における窓口業務に必要な技能の程度を検定する国家検定です。2008年1月からは、テラー業務に加え金融商品コンサルティング業務に関する検定も実施される予定です。詳しくは  
<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/index.html>



弁護士

國吉 雅男  
(くによし・まさお)

〈出身大学〉  
京都大学経済学部

〈経歴〉  
2003年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(56期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
知的財産権法務、金融法務、  
民事法務、商事法務、会社  
法務、家事相続法務

# 消尽等により特許権の行使が制限されない場合について

～インクカートリッジ事件最高裁判決から～

弁護士 國吉 雅 男

## 1. はじめに

キャノン製のインクカートリッジのリサイクル品の輸入、販売等が特許侵害にあたるかが争われた訴訟につき、最高裁は、平成19年11月8日、侵害にあたるとするキャノン側の主張を認めた知財高裁判決を結論において支持する旨の判決を言い渡し、社会的にも大きく注目されました。

本事案は、インクカートリッジに関し特許権を有するキャノンが、キャノン製品の使用済品を利用して製品化されたリサイクル品を輸入するリサイクル・アシスト社に対して上記特許権に基づきリサイクル品の輸入、販売等の差止め等を求め、これに対しリサイクル・アシスト社が特許権の消尽等を主張して争ったというもので、本件リサイクル品について特許権の消尽等により権利行使が制限されるかが問題となりました。

本最高裁判決は、どのような場合に特許権の消尽等により権利行使が制限されるのかという点について、知財高裁と異なる基準を定立し、その上で同基準に照らし本件リサイクル品については特許権の消尽等により権利行使は制限されない旨判示したという点で、今後のリサイクル品を巡る特許紛争において重要な影響を与えるものと考えられます。

本稿では、まず、最高裁が定立した基準について解説し、その上で同判決の今後の課題などについてご紹介させていただきます。

## 2. 最高裁が定立した基準について

(1) 最高裁判決は、まず「特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国において特許製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものと消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品の使用、譲渡等には及ばず、特許権者は、当該特許製品について特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である。」と判示し、一般論として特許権の国内消尽を認めました。

かかる特許権の国内消尽が認められる理由としては、①特許製品について譲渡を行う都度特許権者の許諾を要するとすると、市場における特許製品の円滑な流通が妨げられ、かえって特許権者自身の利益を害すること、②特許権者は、特許発明の公開の代償を確保する機会が既に保障されているものといえ、特許権者等から譲渡された特許製品について、特許権者がその流過程において二重に利得を得ることを認める必要性が存在しないことが挙げられています。

(2) その上で、最高裁判決は「しかしながら、特許権の消尽により特許権の行使が制限される対象となるのは、飽くまで特許権

者等が我が国において譲渡した特許製品そのものに限られるのであるから、特許権者等が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許されるというべきである。そして、上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、①当該特許製品の属性、②特許発明の内容、③加工及び部材の交換の態様のほか、④取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当である」と判示し、国内消尽により特許権の行使が制限されない場合について新基準を定立しました。

そして、かかる基準にもとづき、本件リサイクル品については、加工前のキャノン製のインクカートリッジと同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認めるのが相当であると判示し、本件では特許権の行使は制限されないと結論付けました。

(3) なお、本件では、国内消尽のほか、特許権者が国外において特許製品を譲渡した場合に消尽するかという国際消尽の点も問題となりましたが、この点について、本最高裁判決は、「我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、譲受人との間で当該特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意をした場合を除き、譲受人から当該特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で上記の合意をした上当該特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該特許製品について我が国において特許権を行使することは許されないものと解される」と著名なBBS最高裁判決の判示を引用した上で、特許権者が国内で特許製品を譲渡した場合と同様の基準をもってその権利の行使の有無を決すべきである旨判示し、特許権者が国内において特許製品を譲渡した場合と同様に、特許権の行使は制限されないと結論付けました。

## 3. 今後の課題

本最高裁判決については、同判決が考慮事情の一つとして挙げた「取引の実情」がどれだけの重みを持つかなどの点について、メーカー側とリサイクル業者側の双方がともに同判決を有利に評価するなど、その評価、解釈は一樣ではなく、そのため今後の議論や判例の集積による基準の明確化が求められるところです。





弁護士

## 川口 富男

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1959年4月最高裁判所司法研修所修了（11期）  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈前〉  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

〈現在〉  
財団法人国際民事法センター理事  
年金記録確認大阪地方第三者委員会委員長

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

〈追記〉  
本文中の歌舞伎「研辰の討たれ」の東京・歌舞伎座公演を撮影したシネマ歌舞伎が、平成20年1月12日から2月1日まで梅田ピカデリー（06-6315-1414）で公開されています。

## 裁判エッセイ 24 ●

### 第三の目

恩田陸著「チョコレートコスモス」（平成18年毎日新聞社）は、舞台女優の、追真に満ちたオーディション風景を描いて見事な小説ですが、優秀な女優である主人公の響子は、次のように考えています。

「響子には持論があった。彼女が好きな役者には三つの目がある。役者自身の、個人の目。それを客席から観る客観的な目。そして、その両方を少し高いところから……もしくは、少し深いところで分析する第三の目。この三つの目をバランスよく持っていると感じられる役者が彼女の好みだった。役者によっては、一番目の目や二番目の目しか持っていない人もいるし、その両方を持っている人もいる。それだけでもやっていけないことはないし、それも個性だろう。

だが、やはり第三の目はある。と響子は思う。それを歳月を掛けて獲得する人間もいれば、最初から持っている人もいる」

恋とか愛の話は全くなく、帯に「恩田陸が放つ、熱狂と陶酔の演劇ロマン」と書かれているように、演劇のことで終始する小説です。

一八代目中村勘三郎襲名興行（平成17年7月大阪松竹座）の演目の一つ「野田版・研辰（ときたつ）の討（う）たれ」を例にとりましょう。これはけたたましいといつてよいほどの動きがあって満場を終始爆笑の渦に巻き込む芝居で、一步間違えばドタバタになりかねないのですが、観客をがっちり掴んで離さない魅力がありました。千秋楽を観た人の話では、カーテンコールがあり、スタンディング・オベーションになったそうで、こうしたことは歌舞伎興行では異例のことなのです。評判も抜群でした。

その秘密は、勘三郎や主立った出演者に第三の目があったからだと思います。セリフは多くて早く、手ぬぐいを片手に持ってあふれ出る汗を拭いながら、敏捷に動き回る勘三郎や共演者が、それぞれの第三の目で把握されていたから、激しい渦のような舞台なのに、演技に自発性があり、呼吸がびたりと合っていて、有機的な絡み合いができていました。そこから生れたまとまりのある重力が引力になって観客を舞台に引き込んだのだと思います。舞台と観客が文字どおり一体になっていました。

演劇では演出者が第三の目の役割をするのでしようし、この芝居の場合は「野田版」と銘打つ位で、脚本兼演出の野田秀樹が毎日舞台を観て駄目押しをしていたというのですから、その役割も大きかったのでありましょう。

判断をするときや意見を表明するときに、このような第三の目があると、たとえその判断や意見が特異で鋭いものであっても、ある落ち着きが感じられて、人の心にしみいるような、或いは引きつけるような説得力を持つように思います。

第一に発表者自身の目があります。第二にそれを客観的に見る目があります。第一の目だけで突っ走ると、鋭いかもしれませんが、どこへ行くのか分からない危険があります。これに第二の目が加

わりますと、判断や意見が客観性を帯びて、安心できるようになります。

さらに第三の目が加わって、第一と第二の目が見ているところを、さらに高みから或いは深みから分析するということになりますと、根拠があると言えるか、構成や発表の仕方は妥当か、幅や深みはどうか、影響はどうか、あげくにその色合いまでが見えることになるのだと思います。判断や意見が立体的になり、分かりやすくなりますし、落ち着きます。

政治や経済に関する判断でも、裁判における事実や法律に関する判断でも、おおよそ重要な判断というものは、第三の目による検討を経たものでなければなりません。

以前この裁判エッセイ3（平成14年3月）で、「私は裁判で心証を形成するときに、三省主義というものを実行していた」と書いたことがあります。

これは論語の「われ日に三度わが身を省みる」の「三省」から私が命名したもので、①法廷で考える、②記録を見て考える、③両者から離れて考える、の三様の思考をし、その三様の考えが一致したときにそれを裁判の心証にするというものです。

①は法廷で考えるのだから、実情に合うかもしれないが、情に流されているかもしれない。②は記録を見ながら考えるのだから、冷静かもしれないが、理屈に走っているおそれがある。③は両者から離れるのだから、大所高所からの判断かもしれないが、大雑把になる可能性がある。というそれぞれの長所短所を総合する判断方法なのです。

この三様の考えが異なるときにどうするかですが、多数決では決めずに、さらに検討を加えて結論が一致するまで考え抜くところがミソなのです。

この三省主義そのものが、三つの立場ないし目を持っているのですが、それぞれに、上の第一から第三の目を掛け合わせるのと、なんと九つの目があるということになります。これでは裁判官は八岐大蛇（やまたのおろち）も三舎を避ける怪物ということにもなりかねませんが、こうしてまで裁判には客観性が担保された判断が要請されるということです。

実はそれだけではありません。合議事件であれば三人の裁判官の目が掛け合わされます。そしてさらに判断したところを判決書に仕上げますから、この文字化作業の中で、周到に検討する複数の目が加わります。そうすると、目は一体いくつになるのでしょうか。

なお、以上の目は、いずれも決定責任者だけの目をいうのでして、決裁や稟議の関係で関わる第三者の目は対象になっていないことを申し添えておかなければなりません（実のところ裁判の世界では、担当裁判官だけが独立して判断しますから、裁判官が上司に決裁や稟議を求めることはありませんし、担当裁判官の下からこれを上げてくる人もいないのです）。



税理士 岡山 栄雄 (おかやま・えいお)

〈出身学校〉  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

〈出身地〉  
高知県四万十市

〈主な経歴〉  
大阪国税局 総務部 企画課長  
大阪国税局 査察部 管理課長  
大阪国税局 査察部 次長  
国税不服審判所 審理部 副審判官  
福知山税務署 署長  
南 税 務 署 署長

〈事務所〉  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 「欲望の発展段階説」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

私は、国税庁という56,000人の組織に35年間所属していました。したがって、組織における人間関係として、上司、同僚、部下との欲望のぶつかり合いを幾度となく経験し、また、人間の醜い面も数多く見てきました。一方、税務署や国税局においては、納税者と間近に接する機会のあるポストに長く就いていました。特に国税局では、査察部という最も個人と緊密に関係する組織で勤務しました。そのため、人間の欲望について考える機会を数多く持つことができました。

私は、結論として人間の欲望には三つあると思っています。加えて、その欲望には発展段階があると考えています。人間は、まず「金銭や財産」が欲しくなります。金銭があれば何でもできるという人もいるくらいですから、金銭や財産を手に入れるために日々働いているといっても過言ではありません。金銭ができると、次に「地位や名誉」が欲しくなります。自分の存在が認められて社会的な名誉である表彰状や勲章が欲しくなります。そして最後には、他人を支配する「権限や権力」が欲しくなります。他人に自分の考えたことを指示し、商取引においては自分の意見どおりに処理できる権限が欲しいものです。人間は金銭だけでは満足できないものです。また、名誉を手に入れても自己実現としての満足は得られません。やはり人間個人としては、他人を支配し、自分の存在感をアピールすることが究極の欲望であると思っています。

人間の欲望について、マズローという人が欲求の段階説を唱えています。マズローは、人間の欲望(欲求)には生理的欲求、安全欲求、帰属欲求、自我欲求、自己実現欲求の五段階があるとしています。

私が長く勤務した査察部の組織においては、伝統的に職場を活性化させるために人間の

欲望を三つに分割しています。部長、次長は、組織のトップとして対外的な地位を有しています。また、課長、統括官は、管理職として事案に対する全面的な権限を有しています。そして、主査、査察官は、超過勤務手当などによって管理職よりも金銭的に優遇されています。私自身の経験を振り返ってみると、査察部の課長、統括官時代が一番充実していた時期だったと思っています。

江戸時代においては、継続的な社会を維持するために、人間の欲望を三分割していたと聞いています。町人は経済的な力を持っていましたし、公家は天皇を中心とした身分の高い地位を持っていました。そして、武士は国を治める実質的な権限を持っていました。このように江戸時代は各階層の欲望をうまく調和していた時代だといわれています。

独裁者は、イラクや北朝鮮を見るまでもなく、三つの欲望のすべてを一人の人間が持っています。独裁的な制度は、意思決定が迅速であることから、緊急時など危機管理の面においては最適な制度といえます。しかしながら、歴史が示しているように、独裁的な制度が長続きた事例はひとつもありません。

人間の欲望を三段階に分類すると次のようになります。

欲望の分類	マズロー	査察部	江戸時代	企業
1 権限、権力	自己実現	課長、統括官	武士	社長、役員
2 地位、名誉	帰属、自我	部長、次長	公家	会長、顧問
3 金銭、財産	生理的、安全	主査、査察官	商人	株主、社員

我が国の企業においては、危機的状況の時には、独裁者が必要になることも止むを得ないことと思います。しかし、正常な状態の時には、組織に関係する人間の欲望を三分割すべきだと思います。権限は社長や役員に、名誉は会長や顧問に、そして金銭的なメリットは株主や社員に分配することが良いと考えます。したがって、企業としての組織は、自分の組織の置かれた状況をよく判断し、人間の三つの欲望を総合的に調整すべきだと思います。

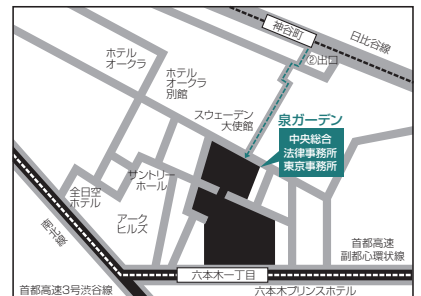
### 大阪事務所



弁護士法人  
中央総合法律事務所  
<http://www.clo.jp>  
■大阪事務所  
〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所  
〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

### 東京事務所



### ●所属弁護士等

- |            |           |           |                      |             |             |            |
|------------|-----------|-----------|----------------------|-------------|-------------|------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二  | 弁護士 加藤 幸江            | 弁護士 村野 譲二   | 弁護士 安保 智勇   | 弁護士 中光 弘   |
| 弁護士 中務 正裕  | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創  | 弁護士 小林 章博            | 弁護士 錦野 裕宗   | 弁護士 鈴木 秋夫   | 弁護士 小林 幹雄  |
| 弁護士 近藤 恭子  | 弁護士 藤井 康弘 | 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌            | 弁護士 衛藤 祐樹   | 弁護士 金澤 浩志   | 弁護士 中野 清登  |
| 弁護士 福栄 泰三  | 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 加來 武宜 | 弁護士 田口 健司            | 弁護士 平山 浩一郎  | 弁護士 古川 純平   | 弁護士 松本 久美子 |
| 弁護士 山田 威一郎 | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 旦  | 外罰法研究員 顧 曉<br>(中国律師) | 法務第一部長 寺本 栄 | 法務第二部長 角口 猛 |            |